



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

町の人口

8月末現在

総人口 5,826

男 2,812

女 3,014

世帯数 1,356

No.119



10月号

秋の運動会

稲穂は色付き、刈入れも、もう間近かだ。行楽シーズンを迎え各校区ごとの運動会が爆竹のけた、ましい破裂音とともに開幕された。子供達は走る、応援席から、走れ、追こせと割れるような声援、タイコの音
一瞬 秋空に ワーッと こだまする 老いも若いも 大人も子供も相い交わり一同になって 秋の運動会は展開された。

目次

- (2) 金婚式表彰者
- (3) 老人医療について
- (4) 議会だより
- (5) 林業講演会開催
- (6) 交通安全と法律
- (7) 少年剣道親善錬成大会
- (8) お知らせ

金婚式おめでとうございます

第15回熊日金婚式表彰者

金婚のお招きを受けて 荒波や浜のさゝ波乗り越えて
たどり着きたる今日の嬉しさ (右今静枝)



(星 和) 井 光雄 73才
井 ナミエ 67才



(小 田) 荒井 計 74才
荒井 モリ 68才



(森 園) 小野 信作 77才
小野ユキエ 68才



(志津下) 右今伝三郎 74才
右今シズエ 69才



(脇 戸) 城戸 美則 70才
城戸 ヤエ 66才



(地藏原) 河津 光泰 73才
河津 ツヨ 66才



(荒 倉) 左藤 三義 72才
佐藤 きの 66才



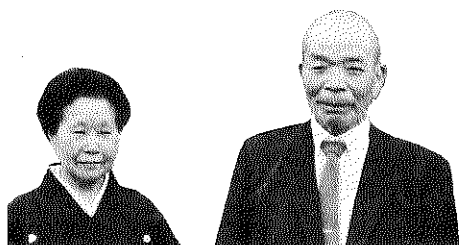
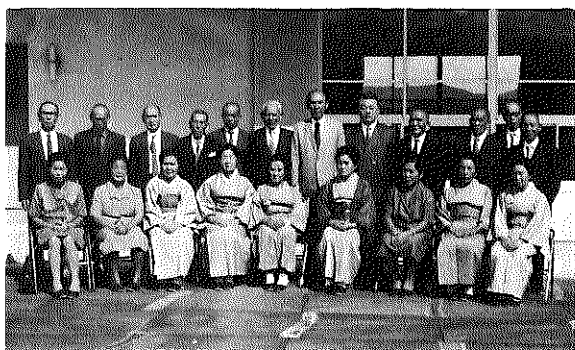
(鬼 山) 佐藤 林市 76才
佐藤イソエ 66才



(永 山) 高村 茂 69才
高村タマエ 67才



(脇 戸) 宅野 頼隆 72才
宅野イチエ 69才



(脇 戸) 平野 浅 74才
平野イツヨ 68才

老人医療の範囲が 広がられました

現在満七十才以上の老人は老人医療費の受給者として医療費は無料となっておりますが(所得制限の人は償還払い)今年の十月一日より満六十五才以上の、寝たきり老人等もその仲間に入ります。

寝たきり老人等とは

1 国民年金法による障害年金又は障害福祉年金を貰っている人。
2 身体障害者手帳の所持者でその障害の程度が1級から3級までの人。

4 級の人では音声機能又は言語機能の障害のあるもの、下肢障害ですべての指の機能を全廃したもの、一下肢の機能を著しい障害、一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの。

等となっております。

前記の認定を受けていない人で現在半身不随等により自由の出来ない人は、医師の診断を受けて前記の認定が必要です。

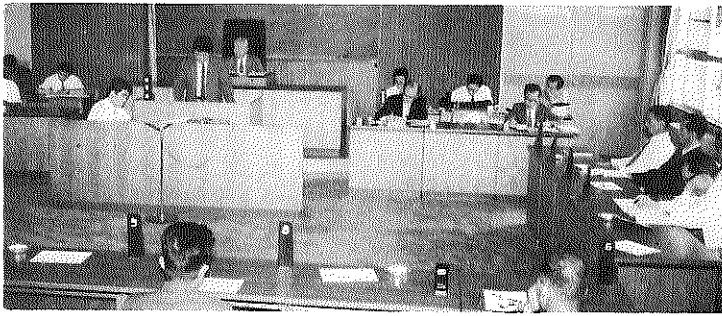
役場で調査して判る範囲の人には、老人医療費受給者証を送付しますが、該当者ではないかと思われる人は役場の係まで御相談下さい。

議会だより

第三回

定例町議会

開かる



九月十二日第三回定例議会が招集され、次のことが審議されました。

一、南小国町特別報酬等審議会に関する条例の制定について

特別職の報酬等を一般及び団体代表により審議してもらう会をつくる条例です。総務常任委員会に付託されました。

二、南小国町農業共済条例の一部を改正する条例について

法改正による字句の改正です。原案可決

三、南小国町農業共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

これも法改正による字句の改正が主です。原案可決

四、南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例

これは黒川に今度出来た町営住宅の料金の件です。原案可決されました。

五、工事請負契約の締結について

星和八本松線道路改良工事原案可決

六、工事請負契約の締結について

林道白川線開設工事原案可決

七、町有林野部分林設定につき同意要求の件

六ヶ所の部分林契約願経済常任委員会に付託された。

八、南小国町一般会計補正予算書

追加予算額三三、五二三千円。原案可決

九、南小国町農業共済事業特別会計補正予算書

追加予算三五〇千円原案可決

十、工事請負契約の締結について

林道東部線開設工事原案可決

肉用牛の人工授精が凍結精液に変わりました

南小国町営家畜人工授精所では肉用牛（和牛）の人工授精には、種牛から採取した液状精液を直接注入する方法を実施しておりますが、県などの指導によりまして九月中旬から凍結精液に移行しました。

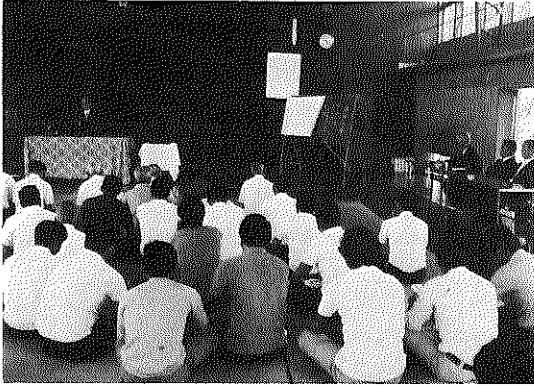
凍結精液は、優秀な種牡牛の精液を長年、広範囲に亘って高度に利用できること、繁殖素牛の個体に合せて選定できること、種牡牛を集中管理できることなど家畜改良を進めるために普及したものです。乳用牛については、昨年から実施しておりますが、凍結精液に変わっても人工授精の方法や準備、種付料金などは変わりません。

今後は熊本県畜産の精液センターより、精液を買入れることにしておりますが、今後共一層乳肉用牛の改良のため努力してまいりたいと考えております。

皆さんから、お気付の点がありましたら、係までお付けいただきますよう、おねがいします。

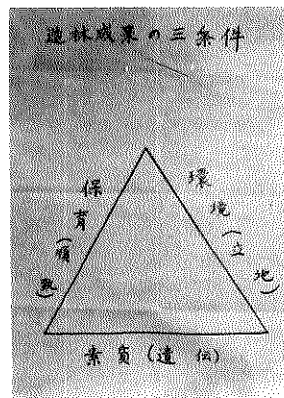
役場経済課

林業講演会開催



八月二十八日九州大学名誉教授西日本短期大学長、農学博士佐藤敬二先生を招聘して市原小学校体育館に於て林業講演会を開催。組合長開会の辞、町長、県事務所長挨拶の後、先生より「今後の林業経営について」講演。林業経営の将来については曇ったり照ったり、将来は天気になるだろう。林業経営のあり方については、五高林業即ち、高伐期、高蓄積、高成長、高収益、高福祉と云う目標を達成して行かねばならない。日本森林の現状、世界各国の蓄積、木材の需給の見通し、林

業経営条件の変化、細胞式造林、造林成果の三条件、公益機能の評価額、優良材の経済価値、税利等について鋭い感覚を以って図表により具体的に説明され、多数の聴衆に深い感銘を与えた。



農地転用に ついて

みなさんも御承知のとおり、現在わが町では、農業振興地域の指定のもとで、各地域の実情に応じた土地の計画的利用、農業生産の基盤の整備及び開発、農地保有の合理化、農業の近代化のための施設の整備等の各般にわたり、農業の健全な発展を図る為の条件をそなえた農業地域を保全し、形成することを目的として総合的にこの計

画を推進しているところです。処が、近年の社会経済情勢の著しい変ぼうや、この計画用途区分が実情にそぐわない為、計画変更もやむをえない地域が当然発生してきますが、この場合、農業振興地域内の農用地として確保されている土地を山林や宅地などに転用する時は、これまでの転用方法とは異なり、農業委員会に「農地転用及び農振計画変更調整申出書」を提出し、役場としては、県との計画変更協議（年三回）にかけない。

ければなりません。このため、農業委員会で転用が承認されても、この農振計画の変更の認可が下がるまではすぐに植林したり、宅地の敷地造成などは出来ないことになります。

もし、これに反しますと農地法及び農振法違反の処分対象となりますので、このような事のないように御留意方お願い致します。

尚、詳しいことは、農業委員会及び町役場経済課でお尋ねください。

木材の需給見通し 単位10万材

区分	昭和44年度 年平均実績	昭和56年度	昭和66年度	昭和96年度
需要	999	1348	1473	1529
供給	463	497	587	943
輸入	536	851	886	586
外材依存率	54	63	60	38

昭和48.2.16日閣議決定

交通安全

と法律

今や交通事故は都市より地方に多発しつつあると言われているが、熊本県は日本一交通多発県という不名誉な県となった。ところで日本はなぜ交通事故が多いのだろうかということを考えて見たい。

先ず国民性にありはしないか。

古来我が国は農業国で土地は武士によって支配されていた。このため農民は限られた土地で如何にして物を増やすかに日夜を費し、他人のことなど考える余裕もなく、又考える必要もなく、自分自身が良ければ他人のことなど、従って共同生活は考えられず、個人主義となつたのではないか。

米国人は意外と法律を守ると言われる。彼等の祖先は遊牧を職業とした。そのため、水、草を求めるには指導者のもとに家畜を移動し飼育した。個人的な行動は家畜の死を意味し他人からは排撃されるので団体で行動を共にした。

このような関係で社会生活を行う上の法律が守られないのではな

いか。

日本で余り守られない法律が三つあると言われる。

一、税法 二、公職選挙法 三、道路交通法である。

一、税法（脱税）

何を言うか、俺達は月給から毎月差し引かれ、年末には調整されて一〇〇％納税していると、サラリーマン氏から小言が出るであろうところで酒を呑んだ時、旅館に泊った折等領収証をもらつて帰る人が何人いるだろうか。中には領収証（税ぬきの意味）はいらんと

言う御人もいるようである。

二、公職選挙法

選挙についても何らかの型で与野党を問わず違反が出るようである。金は勿論、酒まで呑んで、入れた入れないで問題となる。これに文書、ポスターが加わる。

三、道路交通法

問題はこの法律でこれが守られないと人間の生命に影響し、最悪の場合はあの世行となる。

歩行者は車が人をさけて通るものと思ひ、ドライバーは、これ位の酒で、俺は運転に自信がある。

取締がなければ少々スピードを出したって、そして取締に引かかった時には俺は運が悪かったと罪の

意識はないという。国民の身の安全を守る法律であるのに、取締のために出来た法律であるかのようであると言われる。

いづれの法律も各人が守らなければ平和な社会は生れない。

交通事故をなくすためには

一、事故を防止するために金をかける（信号、ガードレール、横断歩道、陸橋等）
一、事故を起したものは厳しく罰する。

このような処置をとらなければ交通事故は永久になくならないだろう。

シーズンがやってきた

狩猟事故を

防ごう

十一月一日よりハンター待望の狩猟解禁になります。

本町の狩猟人口は他町村に比べて非常に多く、年々増加しております。そこで今月は狩猟期間中における事故を、どうすれば防ぐことができるかについて考えてみたいと思います。

これまでに他町村で発生した事故の事例から考えますと、

一、銃の取扱ひ不注意
一、矢先の確認を怠った
一、不法所持

一、転倒した際の暴発

等が上げられ、初心者で基礎知識がないから、あるいは慣れ過ぎて、つい危険である銃をあまく見た為の事故という事が考えられます。それではどうすればこの様な事故を防げるでしょうか――

それにはまず、講習を受けた時の気持ちになり「初心にかえれ」ということです。更に次に申しますことを良くお考えになつて事故の無い猟を楽しんで下さい。

※許可証の有効期間はあるか
※狩猟許可を得ているか
※禁猟区、保護区、休猟区の地域が頭の中に入っているか。

※銃器に適合する火薬及び実砲を使用すること。
※自分の銃器を安易に他人にさわらせないこと。

※酒気を帯びて銃器を絶対取扱わないこと。
※いかなる場合でも銃口を人に向けないこと。

※安全装置を付けたからと言って安心しないこと。

※発射の直前まで実包をこめないこと。

※水平撃をしないこと。

※発射の際銃器の角度による着弾地点を確かめること。

※矢先に人や建物がないかどうかを十分確かめること。

※獲物が狩猟鳥獣であることを確認した後にはじめて引金に指をかけること。（保護鳥、禁鳥等がある）

※発射後又は発射の機会が無くなれば残弾をぬき取ること。

※休憩の前、猟が終つた直後は、薬室と弾倉に指を入れ残弾のないことを再度確認すること。

※万一の事故に備えて、ハンター保険に加入して置くこと。

※火薬類及び実弾購入の場合は火薬類譲受許可証、銃砲所持許可証及び免状を提出して購入すること。なお残火薬を生じない様に計画的に購入すること。

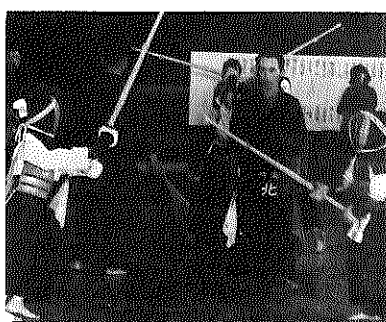
※狩猟終了後は必ず抜き取り銃と別のところに保管すること。
※狩猟終了後は必ず自分の責任において銃のかかる保管庫に確実に保管すること。

※猟に出かける時は盗難に十分注意し特に車の中に放置したりしないこと。

少年剣道親善錬成大会

高学年の部で市原剣友会が優勝

去る8月19日南小国中学校体育館において少年剣道親善大会が開催されました。参加チームは日田市三芳剣友会同じく日田市の光岡剣友会、竹田市の朝地剣友会それに南小国町の市原剣友会の4チームで選手は二百余名、午前八時半から午後六時まで熱戦をくりひろげました。一般応援者もおおぜい集まり熱気と観声の中で試合が行なわれ選手達の白中した試合に息を飲む場面もしばしば見られました。



試合結果は次の通りです。

◎低学年の部(小4年以下)

芳剣A	
2	1
3	1
芳剣A	市剣
0	5
芳剣B	光岡

◎高学年の部(小五・六年)

市剣	
3	2
3	1
市剣	光岡
0	5
朝地	芳剣

◎中学校の部(中一～三年)

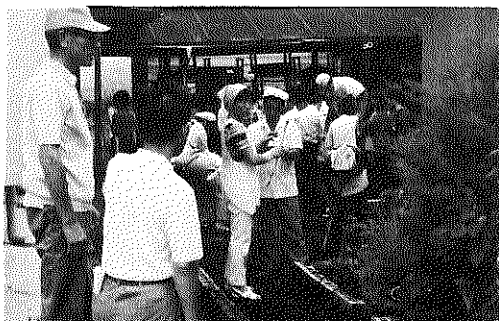
芳剣	
1	0
2	1
芳岡	朝地
1	2
光岡	市剣

同点のため代表決定戦

夏休みを終え

第二期へ心新たに

南小国町中学校は現在全校生徒数三六三名でこの内、寄宿舎より通学する生徒が、男女、合わせて約百名ほどいますが、このほど、子供達を預ける父兄の方々が、子供といっしょに、寮の清掃奉仕を行なった。これも日頃、学校側に預けお世話になっていると云うことから、子供に接する機会が少なく、おろそかになりがちであるため、まづは寮の環境作りと、話し合の場を持つてはと云う、父兄側のささやかな願いがこめられていた。



年賀状と小包に

ついて

毎年のことながらも年賀状と云う声を聞く候となりました。そして昨年の年賀状等で整理をされておられることと存じます。

ところで年賀状を取扱う私共で一番困りますのは、あて名が、はつきり、しないものが多いことです。又子供さんが友達に出される賀状などは、南小国町、〇〇〇〇

様と書いて部落名がない場合もあり非常に混雑いたします。

いよいよ、十二月十五日から年賀状をお引受けいたしますが、差し出しが遅くなったり、あて名がはつきりしませんと、元日の配達に間に合わなくなることがあります。

つきましては次のような事に注意して年賀状を出して下さい。

一、年賀状

イ、差し出しは十二月十五日から十二月二十日まで

ロ、郵便番号は、正しく、はつきりと

ハ、あて名は、はつきりと、家族や同居している方には「〇〇〇〇様方」「〇〇荘内」「〇〇号室」も忘れずに

二、小包

イ、年末の小包の差し出しは十二月十五日までに

ロ、内容に適した材料で、しっかりと包装し、荷札も忘れずにハ、年賀状と重なりますので早目に出して下さい。

たお局では郵便番号簿を南小国町全戸に配布いたしました。若し受取られてない方は郵便局の窓口まで申し出て下さい。

南小国郵便局

お知らせ

電話の申込みは早目に

唯今小国電報電話局では、昭和四十九年度開通の電話の申込を受付ております。電話の必要な方は早目に申込み下さい。小国電報電話局で受付ておりますが、南小国郵便局、又は黒川、和田簡易郵便局でも受付ております。申込用紙

は受付局や組長さん宅にあります。なお注意していただきたいことは、電話を引くには、地域内、地域外とがあり、地域外の場合は特別料金が加算されます。くわしいことは受付局でおたずね下さい。

小国電報電話局から

からかわないで下さい

ダイヤルを回せば相手方に通じようになり、電話も大変便利に

なりました。

しかし、この便利さを悪い方に利用して、おもしろがつてようこんでいる人がいて役場では大変迷惑しています。

ご承知のように、一一〇番は警察の非常電話で、一一九番は火事を知らせたり、救急車を呼ぶときの非常電話になっています。最近一一九番の非常電話が昼といわず、夜といわずよくあります。スワッ火事とばかり受話器にと

びつて見ると、何の音沙汰もありません。モシモシと呼んで見ても何の応答もありません。あるときなどハーマモニカの音楽が聞こえてきました。

狼が出ると言つて村人をだましていた少年が、本当に狼にあつて助けを求めても誰も信用しなかつた話のように、しよつちゅう、からかわれていると役場もまたかと言ふ気持ちになるかも知れません。本当の火事と、からかわれているのと区別がなくなつては一大事です。一分の手遅れが、取りかえしのつかない大事を招くかもしれません。今までもおもしろ半分にダイヤルをまわしていた人があつたならば、どうぞこの後はこのようなことのないようにお願いします。

総務課消防係

御寄附を

いただきました

大宇満願寺区会より老人憩の家に

扇風機 二台

◎おめでとう

ございます

藤本 善久	黒川	八月十五日
吉野加奈子	志津上	八月十日
上村慎太郎	樋の口	八月十七日
高瀬クルミ	本町二	八月二十六日
宇都宮千保	立岩	八月二十五日
河津久仁彦	中湯田	九月二日
川津 涼子	矢津田上	九月四日
遠藤香央里	黒川	九月九日
佐藤 純	手形野	九月十七日
河本 孝児	田の原	九月二十日
佐藤 智幸	小田	九月三十日
太田 春美	荒倉中	十月十日

◎おくやみ申し

あげます

佐藤 功	扇下	九月三日
佐藤 政一	小田	九月五日
安藤 一郎	田尻	九月十六日
室原 一蔵	杉田上	九月二二日
武田 茂十	米山上	十月五日

軽自動車の検査のお知らせ

- ◎昭和48年10月1日から軽自動車の検査が始まることになりました。
熊本市東町4〜2の内(熊本県陸運事務所北側)
軽自動車検査協会熊本事務所検査場 TEL 69-5979
◎検査を受けるときは、次のものが必要になります(別紙)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 現在ナンバーをつけて使用している車 | 新らしくナンバーをつけて使用する車 |
| 1. 新規検査申請書 | 1. 新規検査申請書 |
| 2. 軽自動車届出済証 | 2. 完成検査終了証(型式指定の新車) |
| 3. 保安基準適合証 | 3. 使用者であることを証明する譲渡証明書等 |
| (民間車検を受けた場合) | 4. 使用者の住所を証明する住民票等 |
| 4. 保険証明書 | 5. 保険証明書 |
| (保険期間が2年をこえるもの) | 6. 重量税納付書(新車 7,500円) |
| 5. 印鑑 | 又は非課税証明書(中古車) |
| 6. 検査手数料 600円 | 7. 印鑑 |
| (民間車検を受けた場合は400円) | 8. 検査手数料 600円 |
| | (型式指定の新車は 400円) |

- ◎現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査を受ける期限は、軽自動車届証の届出年月日により次のように定められています。この期限内に検査を受けないと使用できなくなります。
例) 昭和41年12月31日以前に届出のあった軽自動車は昭和48年10月中旬に検査を受けなければなりません。

届出年月日	検査を受ける年月
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年12月31日以前	昭和48年11月
昭和43年12月31日以前	昭和48年12月
昭和44年12月31日以前	昭和49年1月
昭和45年12月31日以前	昭和49年2月
昭和46年12月31日以前	昭和49年3月
昭和47年12月31日以前	昭和49年4月
昭和48年12月31日以前	昭和49年5月
昭和49年12月31日以前	昭和49年6月
昭和50年12月31日以前	昭和49年7月
昭和51年12月31日以前	昭和49年8月
昭和52年12月31日以前	昭和49年9月
昭和53年12月31日以前	昭和49年10月
昭和54年12月31日以前	昭和49年11月
昭和55年12月31日以前	昭和49年12月
昭和56年12月31日以前	昭和50年1月
昭和57年12月31日以前	昭和50年2月
昭和58年12月31日以前	昭和50年3月
昭和59年12月31日以前	昭和50年4月
昭和60年12月31日以前	昭和50年5月
昭和61年12月31日以前	昭和50年6月
昭和62年12月31日以前	昭和50年7月
昭和63年12月31日以前	昭和50年8月
昭和64年12月31日以前	昭和50年9月